

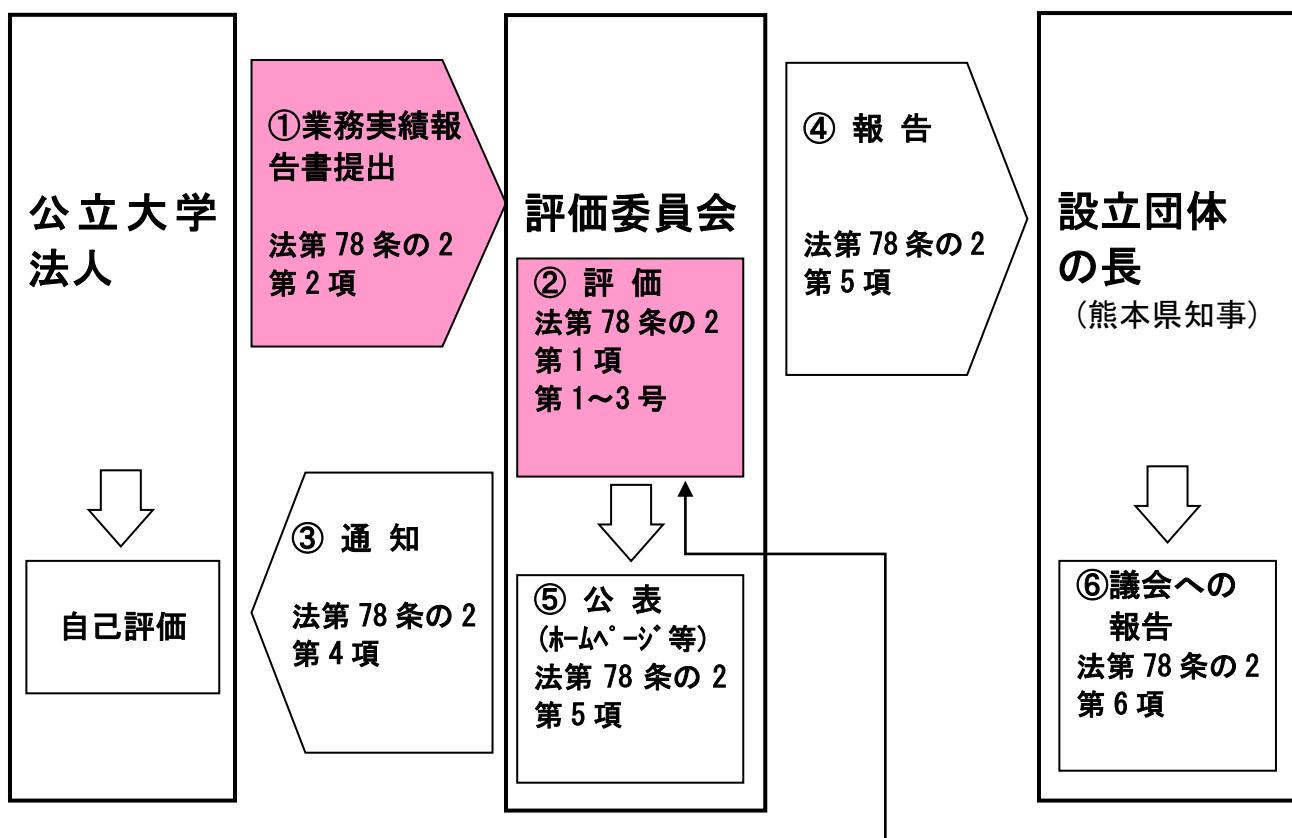
事業年度に係る業務実績評価（年度評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第78条の2第1項第1～3号の規定により事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受ける必要があり、今回、当評価委員会に平成31年度(2019年度)の業務実績報告書が提出されました。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、提出があった業務実績報告書を基に当該事業年度における業務の実績について評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされています。

2 手続に係るイメージ図



＜評価の方法＞

- ・法人が提出する業務実績報告書等を基に「項目別評価」と「全体評価」により評価

【項目別評価】

- ・年度計画の最小項目ごとの実施状況について、6つの視点(顕著、独自、新規、着実、注目、課題)に該当する取組か否かを審査することにより評価
- ・「大学の教育研究等の質の向上」については、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価

【全体評価】

- ・項目別評価を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的に評価